

こ支虐第 144 号
こ支家第 211 号
社援地発 0825 第 1 号
令和 5 年 8 月 25 日

都道府県
各 指定都市 こども政策・民生主管部（局）長 殿
中核市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長

こども家庭庁支援局虐待防止対策課長
こども家庭庁支援局家庭福祉課長
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

こども施策と生活困窮者自立支援制度との連携について

令和 4 年 6 月に成立した、こども家庭庁設置法（令和 4 年法律第 75 号）、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 76 号）及びこども基本法（令和 4 年法律第 77 号）において、こども家庭庁の設置及び同庁が担う具体的な事務の内容が盛り込まれ、令和 5 年 4 月 1 日から施行されております。

これにより、こども施策に関する総合調整権限はこども家庭庁に一元化されるとともに、従来内閣府子ども・子育て本部、厚生労働省子ども家庭局が担っていた事務を中心として、こどもに関する施策の多くが、こども家庭庁に移管されました。

また、生活困窮者自立支援制度については、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、家計改善支援事業等の実施により包括的かつ早期的な支援を提供するものです。その任意事業の一つである子どもの学習・生活支援事業についても、これらの事業や生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく生活保護とあいまって世帯全体への支援を実施するものであることから、引き続き、厚生労働省において所掌することとなっております。

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和 3 年 12 月 21 日付け

閣議決定)において、「こどもの抱える困難は、発達障害などのこどもの要因、保護者の精神疾患などの家庭の要因、虐待などの家庭内の関係性の要因、生活困窮などの環境の要因といった様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、ひきこもり、非行といった様々な形態で表出するもの」とされているように、特に経済的な困難を抱える子どもや家庭に対する支援を実施していくに当たっては、引き続き両施策を連携させながら実施していくことが重要です。

このため、こども施策と生活困窮者自立支援制度の実施に当たっての連携について、以下のとおり通知しますので、貴職におかれては、十分に御了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市および中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくようお願いいたします。また、本通知をもって「生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭等福祉対策及び児童福祉施策との連携について」（平成 27 年 3 月 27 日付け雇児福発第 0327 第 1 号・社援地発 0327 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長・社会・援護局地域福祉課長連名通知）は、廃止することとします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. こども家庭庁及び厚生労働省における所掌について

(1) こども家庭庁におけるこども施策の推進

令和 5 年 4 月 1 日以降、こども施策に関する総合調整権限はこども家庭庁に一元化され、従来内閣府子ども・子育て本部、厚生労働省子ども家庭局が担っていた事務を中心として、こどもに関する施策の多くが、こども家庭庁に移管された。

その具体的な所掌については以下のとおりとなるので、御了知いただきたい。（なお、厚生労働省子ども家庭局において所掌していた婦人保護事業については、厚生労働省社会・援護局へ移管したほか、こども家庭庁長官官房では庁全体のとりまとめやこども大綱の策定等の新規事務を担う。）

① 成育局

- ・ 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等
- ・ 保育所、認定こども園、放課後児童健全育成支援事業（放課後児童クラブ）、利用者支援事業等の児童福祉法（昭和 22 年法律第 64 号）、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく各種子育て支援施策、児童委員
- ・ 児童手当

- ・ こどもや子育て世帯に関する相談対応や情報提供の充実
- ・ 全てのこどもの居場所づくり
- ・ こどもの安全 など

② 支援局

- ・ 児童虐待防止対策、ヤングケアラー等支援
- ・ 社会的養護及び児童養護施設退所者等への自立支援
- ・ ひとり親家庭への支援（児童扶養手当、母子生活支援施設における支援を含む。）
- ・ 障害児や医療的ケア児の支援
- ・ こどもの貧困対策、こども・若者育成支援に係る施策 など

（2）生活困窮者自立支援制度の概要

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づき、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、一時生活支援事業、就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものである。特に、生活保護世帯のこどもを含む、生活困窮世帯のこどもに対しては、子どもの学習・生活支援事業において、学習支援のほか、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や進路選択、教育、就労に関する相談に対する情報提供等を実施している（別添 1 参照）。生活に困窮している子育て世帯に対する包括的な支援を行うためには、これらの生活困窮者自立支援法に基づく事業のみならず、関係制度との連携が重要である。

2. 自治体における生活困窮者自立支援制度とこども施策等との連携について

生活に困窮している子育て世帯への支援に当たっては、当該世帯が地域の中で孤立せず、地域とつながりながら、必要に応じて制度横断的に支援が提供されることが重要である。関係者においては、地域の実情や相談者の状況等に応じて、以下に記載するような連携に留意をお願いしたい。

また、関係者間における情報共有にあたっては、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）や各自治体における運用に則った対応をすることに留意されたい。

（1）相談支援機関間の連携

こども施策に係る相談支援機関や市町村の担当部署等（※）において、児

童虐待や子育て支援等に係る調査や相談の中で、家庭の経済的困窮状態を把握した場合には、自立相談支援事業を行う者（以下「自立相談支援機関」という。）へ必要に応じて連絡いただき、連携して相談に応じていただきたい。

※ 児童相談所、子育て世代包括支援センター、地域子育て支援拠点、保健センター、利用者支援事業、子ども家庭総合支援拠点、児童家庭支援センター、子ども・若者総合相談センター、こども家庭センター（令和6年度以降設置）等

また、自立相談支援機関においても、生活困窮世帯において子育てに係る支援の必要性を把握された場合には、こども施策に係る相談支援機関や市町村の担当部署等に連携するようお願いしたい。

連携にあたっては、生活困窮者自立支援法に基づく支援会議や児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）（別添2参照）に基づく子ども・若者支援地域協議会などの会議体に、互いに参画することも有益であると考えられることから検討されたい。

（2）生活困窮者自立支援制度とこども食堂等の居場所支援との連携

現在、こども食堂等の居場所づくりに対し、地域子供の未来応援交付金等を通じて、支援を行っているところ。また、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）により改正された児童福祉法（以下「改正児童福祉法」という。）により令和6年度から開始される児童育成支援拠点事業では、養育環境に課題を抱えたこどもに対する居場所づくりが行われる。自立相談支援機関においては、地域におけるこれらの事業の実施場所やこども食堂等を把握し、子育て中の相談者に対して本人の希望も踏まえて情報提供を行う等、地域の居場所へのつなぎ等をお願いしたい。

あわせて、こども食堂等の居場所支援の実施者においても、居場所支援の中で、こどもへの相談支援等を通じて世帯の経済的困窮等の課題を把握した場合には、児童福祉所管部署とともに、同部署を通じて自立相談支援機関につなぐ等の連携を行っていただきたい。そのため、児童福祉所管部署におかれては、こども食堂等の居場所支援の実施者に対し、適切な連携を行っていただくよう、周知をお願いしたい。

（3）生活困窮者自立支援制度と家庭支援事業との連携

改正児童福祉法により、子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業及び児童育成支援拠点事業が創設される。これらの事業と子育て短期支援事業、一時預かり事業及び養育支援訪問事業を総称し、「家庭支援事業」として、子育てや養育環境、親子関係の構築等に係る支援を必要とする家庭への

支援を強化することが期待されているところ（別添3参照）。

生活困窮世帯の中には、こどもの養育に当たって課題を抱え、生活困窮者自立支援制度とあわせて、家庭支援事業による支援を必要とする家庭も存在すると考えられる。

このため、児童虐待を防止する観点からも、自立相談支援機関において、家庭支援事業の利用が必要と考えられる家庭の状況を把握した場合には、市町村の児童福祉所管部署又はこども家庭センター（改正児童福祉法により令和6年度以降設置され、家庭支援事業等も含めた各家庭に対する子育て支援のケースマネジメントの中核を担うことが想定されている。）等と連携いただけるようお願いしたい。

（4）生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭等支援施策との連携

① 児童扶養手当の現況届提出時をとらえた連携

児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第4条に基づく児童扶養手当の受給者による現況の届出については、現状、対面による届出を原則としているところであるが、届出に際して、児童扶養手当の窓口担当者が、家庭の経済的困窮状況を把握した場合には、市町村の生活困窮者自立支援担当部署につなぐ、自立相談支援機関を案内する等、連携をお願いしたい。

※ なお、この現況の届出については、地方分権改革に関する提案を踏まえ、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日付け閣議決定）において、受給者及び地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、対面以外の方法による届出を可能とする方向で検討することとされた。令和5年度中に方向性について結論を得、その結果に基づいて令和6年における現況の届出の提出期間開始までに必要な措置を講ずることとされているため、今後の対応の在り方については留意されたい。

② 自立相談支援事業の支援員等と母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子・父子自立支援員の連携

自立相談支援事業の支援員等と福祉事務所又は子育て一般の相談窓口（以下「福祉事務所等」という。）に配置されている母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく母子・父子自立支援員は、それぞれの制度における相談・支援の中心的役割を担っていることから、各々の専門性を生かして相互に連携することが重要である。連携に関する具体的な事項は以下のとおり。

ア 対象者

- ・ 自立相談支援機関から福祉事務所等につなぐ場合

一人で子育てと家計を担う負担が大きく、仕事と子育ての両立が困難である、養育費が確保できないなど、ひとり親家庭等であることによる特有の課題を抱えている者

- ・ 福祉事務所等から自立相談支援機関につなぐ場合
一般就労に向けた準備が整っていない、離職により住居を喪失又は喪失するおそれがある、家計に課題があるなど、複合的な課題を抱えている者
- ・ 自立相談支援機関と福祉事務所等が連携して支援する場合
ひとり親家庭等であることによる特有の課題のみならず、複合的な課題を抱えている者

イ 情報共有

- ・ 共有する内容の概要
自立相談支援機関における包括的な支援が必要な状況やひとり親家庭等の支援施策による支援が必要な事情等を共有する。また、支援途中でつなぐ場合は、必要に応じ、支援経過を共有する。また、本人に関する特段の留意事項等があれば、併せて共有する。
- ・ 具体的な内容
 - ◇ 自立相談支援機関から福祉事務所等につなぐ場合は、「自立相談支援事業の手引き」（令和2年12月28日付け社援地発1228第2号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）の別紙「自立相談支援機関使用標準様式」（帳票類）の相談受付・申込票やアセスメントシートが作成されている場合には、当該様式等を送付する。
 - ◇ 福祉事務所等から自立相談支援機関につなぐ場合は、母子・父子自立支援員が使用するアセスメントシート等を送付する。
 - ◇ 自立相談支援機関と福祉事務所等が連携して支援する場合は、「自立相談支援事業の手引き」第2章9に基づき、可能な限りアセスメントの段階から母子・父子自立支援員が関与することにより相談内容の共有を図る。また、同手引き第2章11の支援調整会議には、母子・父子自立支援員も関係者として参画する。

ウ 連携の際のフォローについて

自立相談支援機関から福祉事務所等につなぐ場合は、自立相談支援機関の相談支援員等が福祉事務所等へ同行するなど、支援が円滑に継続されるよう、フォローを行う。福祉事務所等から自立相談支援機関につないだ場合も母子・父子自立支援員が同様に相談者のフォローを行う。

③ 高等職業訓練等ひとり親家庭等支援施策と生活困窮者自立支援制度の活

用

ひとり親家庭等支援施策及び生活困窮者自立支援制度は、ともに複数の支援事業を用意しているところであり、双方の相談員においては、それぞれの施策を了知した上で、連携しながら、支援対象者の状況・意向に応じて、支援を適切に組み合わせて提供いただけるようお願いしたい。

ア ひとり親家庭等支援施策における支援事業（別添4参照）

（子育て・生活支援関係の主な事業）

- ・ 母子・父子自立支援員による相談・支援
- ・ ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ・ ひとり親家庭等生活向上事業
 - ◇ ひとり親家庭等相談支援事業
 - ◇ こどもの生活・学習支援事業
- ・ 母子生活支援施設
- ・ 子育て短期支援事業

（就業支援関係の主な事業）

- ・ ハローワークによる支援
- ・ 母子家庭等就業・自立支援事業
- ・ 母子・父子自立支援プログラム策定事業
- ・ 自立支援教育訓練給付金事業
- ・ 高等職業訓練促進給付金等事業

イ 生活困窮者自立支援制度における支援事業（別添5参照）

- ・ 自立相談支援事業
- ・ 家計改善支援事業
- ・ 就労準備支援事業
- ・ 住居確保給付金の支給
- ・ 一時生活支援事業
- ・ 子どもの学習・生活支援事業

④ 学習支援事業における連携

ア 子どもの学習支援事業について

生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業及びひとり親家庭等支援施策におけるこどもの生活・学習支援事業については、それぞれ以下の目的・趣旨を踏まえ、各自治体において、支援に取り組んでいただくとともに、生活困窮者自立支援担当部署とひとり親等家庭支援担当部署とが相互に連携しながら取り組んでいただけるようお願いしたい。

- ・ 生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯等のこどもに対する学習支援を推進することを目的として、地域の実情に応じた実施方法により、居場所の提供（生活習慣・育成環境の改善、社会性の育成）や学習支援（進路相談、中退防止）、親への養育支援を行うもの

- ・ ひとり親家庭等支援施策におけるこどもの生活・学習支援事業
大学生等の学習支援ボランティアの派遣等により、ひとり親家庭及び貧困家庭等のこどもが抱える特有の不安やストレスに配慮しつつ、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭及び貧困家庭等のこどもの生活の向上を図るもの

イ 両事業の効果的・効率的な事業展開について

両事業については、これまでもそれぞれの目的や趣旨の理解を深めるとともに、相互の担当部局で連携・調整の上、個々のこどもの状況に応じた学習支援を提供することで、幅広い対象者に支援が届くよう、地域の実情に応じて、効果的・効率的に事業を展開していただきたい旨をお願いしてきた。また、生活困窮者自立支援法第7条第4項において、任意事業を実施する際の努力義務として、子どもの学習支援関係施策その他の施策との連携について規定され、子どもの学習・生活支援事業と他法に基づく学習支援事業との連携が努力義務とされている。そのため、例えば、学習ボランティアなど事業に関わる人材確保に関しては、同一自治体内で実施する学習支援事業の担当者間で連携し、学習ボランティアの募集を連携して実施することや、学習支援を利用するこどもとボランティアの間に「コーディネーター」を配置することなど、地域の実情に応じた方策により、効果的・効率的な事業の推進をお願いしたい。

3. その他特に配慮をお願いしたい事項について

その他、特に配慮をお願いしたい事項は以下のとおりである。なお、関係者間における情報共有にあたっては、個人情報保護に関する法律等に則った対応をすることに留意されたい。

(1) 児童養護施設退所者等への支援における連携

児童養護施設等においては、各施設の業務として退所者への相談支援が位置づけられている。児童指導員等の職員が施設入所中からの自立支援や退所後の相談支援などのアフターケアを実施しているが、施設退所後のこどもたちが、自らの進路を定め、自立していくためには、地域の中でこうしたこどもたちの自立に向けた取組をしっかりと支援することが必要である。

このため、施設によるアフターケアと併せて、自立相談支援機関による支

援につなげることにより、地域全体でこうした子どもたちに対する、生活支援や進学支援、就労支援などの施策を適切に組み合わせ、包括的に支援していく枠組みづくりを行うことが必要である。連携に関する具体的な事項は以下のとおりであるので、児童養護施設退所者等の自立支援の推進をお願いしたい。

① 施設から自立相談支援機関へつなぐ場合

生活が不安定で継続的な養育が必要な子どもたちについては、20歳に達するまでの間、引き続き措置が行える措置延長制度を積極的に活用する必要がある。児童等を措置解除する時点でその後の自立の見込みが立っていない場合には、児童自立生活援助事業を活用することができるほか、本人の意向や特性等も踏まえ、児童相談所や施設等が連携して自立相談支援機関に適切につなぐことも考えられる。

ア 共有内容

個人の状況、相談内容、課題等及び自立相談支援機関における支援が必要な理由について、相談票や台帳等を活用して共有する。

イ 連携後のフォロー

施設から自立相談支援機関につなぐ場合は、施設の職員等が自立相談支援機関へ同行するなど、支援が円滑に継続されるよう、フォローを行うこととする。

必要に応じ、施設職員が自立相談支援事業におけるアセスメントに参加し、情報共有を図るとともに、支援調整会議に参画することも有効である。

② 情報提供

退所者には、退所後の相談場所として、当該施設や令和6年度より施行される社会的養護自立支援拠点等のほか、各自治体に自立相談支援機関があることを退所時に情報提供し、支援が必要な者が確実に支援を受けられるようにする。

併せて、施設から退所後の居住地にある自立相談支援機関に対し、本人の同意を得て、必要な範囲で退所者に関する情報を共有する。

③ 退所前からの施設及び子どもとの関係構築

自立相談支援機関においては、施設にどのような子どもがいるのか、退所間近だが自立の見込みが立っていない等の問題を抱える子どもがいかなどを把握し、退所後の円滑な支援につなげることが重要である。このため、地域づくりを行う中で、日頃より施設を訪問し、入所者と接するとともに、職員と必要な情報交換を行うなど、施設との関係を構築し、①による連携等が促進されるよう努める。

(2) 虐待防止のための連携

家庭が経済的な問題を抱えていることは児童虐待発生のリスク要因の一つとされていることから、自立相談支援機関や母子・父子自立支援員等が、相談支援活動を通じて、児童虐待の端緒（保護者に監護させることが不相当であると認められるこども等）を把握した場合には、児童相談所や市町村の児童虐待対応の担当部署等へ速やかに連絡していただきたい。

また、児童相談所や市町村の児童虐待対応の担当部署等が児童虐待に係る調査や相談の中で、経済的困窮状態を把握した場合には、自立相談支援機関や母子・父子自立支援員等へ連絡することとされているので、連携して相談に応じていただきたい。

(3) ヤングケアラー対応

ヤングケアラー支援の担当部署においては、ヤングケアラーへの支援を行う中で家族の経済的困窮状態を把握した場合には、自立相談支援機関や母子・父子自立支援員等へ連絡するなど、連携して相談や支援を行っていただきたい。

また、生活困窮者自立支援の関係機関等からヤングケアラーについての情報提供を受けた場合、ヤングケアラー支援体制強化事業を活用することで配置できるヤングケアラー・コーディネーターや、多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアルを活用して、適切な福祉サービスや就労支援サービス等につなぐことや、子育て世帯訪問支援臨時特例事業（令和6年4月以降は2（3）で記載した子育て世帯訪問支援事業）を活用した家事支援を実施することなど、関係機関が連携して対応いただきたい。

また、生活困窮世帯のこどもに対する子どもの学習・生活支援事業の実施者がヤングケアラーのこどもを把握した場合であって、当該実施者が支援を行う場合は、ヤングケアラー・コーディネーターや学校、スクールソーシャルワーカー等と連携したアウトリーチ等を行っていただきたい。

(4) 未就園児のいる家庭への対応

幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていない未就園児やその家庭の中には、支援を必要としているものの、様々な事情（保護者やこども自身が抱える事情や、制度に対する情報の不足、申請手続き等の困難等）から必要な子育てサービス等につながない場合がある。特に、3歳児以降は、幼児教育・保育の無償化対象となっており、義務教育との円滑な接続の観点からも、できる限り良質な幼児教育・保育が保障される必要がある。

自立相談支援機関や母子・父子自立支援員等が、相談支援活動を通じて、支援が必要な未就園児やその家庭を把握した場合には、子育て世帯包括支援センター、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、子ども家庭総合支援拠点、令和6年度より設置されるこども家庭センターなど、こども施策に係る相談支援機関や、市町村の担当部署等と連携して相談に応じていただきたい。

【参考】令和4年度内閣官房調査研究事業「未就園児等の把握、支援のためのアウトリーチの在り方に関する調査研究」

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mishuuenji_kentou_iinkai/index.html

【添付資料】

- 別添1 生活困窮者自立支援制度の概要
- 別添2 子ども・若者育成支援推進法の概要
- 別添3 改正児童福祉法の概要
- 別添4 ひとり親家庭支援関係事業
- 別添5 生活困窮者自立支援事業等の概要